

日常生活用具給付

心身に重度の障害のある方と難病患者の方の生活をより快適なものとするために、日常生活用具を給付・貸与します。すでに購入したものについては対象にならないため、必ず事前にご相談ください。

なお、難病患者の方は給付・貸与に際し、医師の意見書が必要です。

- 【費用】 利用者負担は原則として基準額の1割です。
ただし、世帯の所得に応じてひと月あたりの負担上限額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯	37,200円

※世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は給付対象外です。

※見積額が基準額を上回っている場合、差額は全額自己負担となります。

【所得を判断する際の世帯の範囲】

種別	世帯の範囲
18歳以上の方	障害のある方とその配偶者
18歳未満の方	保護者の属する住民票上の世帯

- 【給付一覧】 ★印のついている品目は、原則として介護保険制度が優先されます。

(令和2年4月1日現在)

種目	品目	基準額	対象者	用具の基本性能	耐用年数
介護・訓練支援用具	★特殊寝台	154,000円	下肢機能若しくは体幹機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者又は寝たきりの状態にある難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	★特殊マット	19,600円	下肢機能若しくは体幹機能の障害の程度が1級の身体障害者(常時介護を要するものに限る。)、下肢機能若しくは体幹機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害児、知的障害の程度が重度若しくは最重度である知的障害者(児)又は寝たきりの状態にある難病患者(原則として3歳以上)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年

種目	品目	基準額	対象者	用具の基本性能	耐用年数
介護・訓練支援用具	★褥瘡防止用マット	75,000円	下肢又は体幹機能障害を有し、自ら体位変換を行うことが困難な身体障害者(児)	空気により体圧分散効果を実現するもの(動力装置付)	5年
	★特殊尿器	67,000円	下肢機能若しくは体幹機能の障害の程度が1級の身体障害者(児)又は自力で排尿できない難病患者	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用できるもの	5年
	★入浴担架	82,400円	下肢機能若しくは体幹機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者(児)(入浴に介助を要する者に限る。原則として3歳以上)	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させることができるもの	5年
	★体位変換器	15,000円	下肢機能若しくは体幹機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者(児)又は難病患者(下着交換等にあたって介助を要するものに限る。原則として学齢児以上)	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	5年
	★移動用リフト	159,000円	下肢機能若しくは体幹機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者(児)又は下肢機能若しくは体幹機能に障害のある難病患者(原則として3歳以上)	介助者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴わないもの	4年
	訓練いす	33,100円	下肢機能又は体幹機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者(児)(原則として3歳以上)	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	5年
	★訓練用ベッド	159,200円	下肢機能若しくは体幹機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者(児)(原則として学齢児以上)又は下肢機能若しくは体幹機能に障害のある難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年
自立生活支援用具	★入浴補助用具	90,000円	下肢機能若しくは体幹機能に障害のある身体障害者(児)又は難病患者であって、入浴に介助を要するもの(原則として3歳以上)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴わないもの	8年
	★便器	4,450円 9,850円 (手すり付き)	下肢機能若しくは体幹機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者(児)又は常時介護を要する難病患者(原則として学齢児以上)	対象者が容易に使用できるもの(手すりを付けることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴わないもの	8年
	頭部保護帽	12,160円	平衡機能、下肢機能若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者(児)。 てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者(児)又は精神障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年

種目	品目	基準額	対象者	用具の基本性能	耐用年数
自立生活支援用具	T字状・棒状のつえ	2,200円 (木材) 3,000円 (軽金属) (夜光材付は410円増し、全面夜光材付は1,200円増し)	平衡機能、下肢機能若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者(児)	十分な強度を有するもの	3年
	★移動・移乗支援用具	60,000円	平衡機能、下肢機能若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を要する身体障害者(児)又は下肢が不自由な難病患者(原則として3歳以上)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴わないもの ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年
	特殊便器	151,200円	上肢機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者(児)、知的障害の程度が重度若しくは最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な知的障害者(児)又は上肢機能に障害のある難病患者(原則として学齢児以上)	足踏ペダルにより温水温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴わないもの	8年
	火災警報器	15,500円 (ただし、1世帯につき2台を限度とする。)	障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者(児)、知的障害の程度が重度若しくは最重度である知的障害者(児)又は精神障害者であつて、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	8年
	自動消火器	28,700円 (ただし、1世帯につき2台を限度とする。)	身体障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者(児)、知的障害の程度が重度若しくは最重度である知的障害者(児)、精神障害者又は難病患者であつて、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火できるもの	8年
	電磁調理器	41,000円	視覚機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者であつて、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに知的障害の程度が重度若しくは最重度の知的障害者(18歳以上)	対象者が容易に使用できるもの	6年

種目	品目	基準額	対象者	用具の基本性能	耐用年数
自立生活支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	視覚機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者(児)(原則として学齢児以上)	対象者が容易に使用できるもの	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円	聴覚機能の障害の程度が2級の身体障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500円	じん臓機能の障害の程度が1級から3級までで自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う身体障害者若しくはじん臓機能の障害の程度が1級から3級までの身体障害児(原則として3歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
	ネブライザー(吸入器)	36,000円	呼吸機能の障害の程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障害者(児)又は難病患者であって、必要と認められるもの	対象者が容易に使用できるもの	5年
	電気式たん吸引器	56,400円	呼吸器機能の障害の程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障害者(児)又は難病患者であって、必要と認められるもの	対象者が容易に使用できるもの	5年
	動脈血中酸素飽和測定器(パルスオキシメーター)	157,000円	呼吸器機能に障害のある難病患者であって、必要と認められるもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	酸素ポンプ運搬車	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	対象者が容易に使用できるもの	10年
	盲人用体温計(音声式)	9,000円	視覚機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者(児)(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。原則として学齢児以上)	対象者が容易に使用できるもの	5年
	盲人用体重計	18,000円	視覚機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年

種目	品目	基準額	対象者	用具の基本性能	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	携帯用 会話補助装置	98,800円	音声機能若しくは言語機能の障害又は肢体不自由の身体障害者（児）であって、発声・発語に著しい障害を有するもの（原則として学齢児以上）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	5年
	情報・通信 支援用具	100,000円 以内	上肢機能又は視覚機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者（児）	視覚障害者：画面拡大・音声 化ソフト、視覚障害者用ワー プロソフト 上肢機能障害：インテリキー、 ジョイスティックなど	6年
	点字ディスプレイ	383,500円	視覚障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者（児）であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面 情報を点字等により示すこと のできるもの	6年
	点字器 標準型	10,400円	視覚障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者（児）	32マス18行の両面書（点 筆を含む。）	7年
	点字器 携帯用	7,200円		32マスの片面書（点筆を含 む。）	5年
	点字タイプライタ ー	63,100円	視覚機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者（児）（学業又は就労に必要と認められる者に限る。）	対象者が容易に使用できるもの	5年
	視覚障害者用ポータ ブルレコーダー	85,000円 （録音再生機） 35,000円 （再生専用機）	視覚障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者（児）（原則として学齢児以上）	音声等により操作ボタンが知 覚又は認識でき、かつ、DA I S Y音並びに当該方式によ り記録された図書の再生が可 能な製品であって、対象者が 容易に使用し得るもの。又は、 音声等により操作ボタンが知 覚又は認識でき、かつ、DA I S Y方式により記録された 図書の再生が可能な製品であ って、視覚障害者が容易に使 用し得るもの	6年
	視覚障害者用活字 文書読上げ装置	99,800円	視覚障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者（児）（原則として学齢児以上）	文字情報と同一紙面上に記載 された当該文字情報を暗号化 した情報を読み取り、音声信 号に変換して出力する機能を 有するもので、視覚障害者が 容易に使用し得るもの	6年
	視覚障害者用拡大 読書器	198,000円	視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの（原則として学齢児以上）	画像入力装置を読みたいもの （印刷物等）の上に置くこと で、簡単に拡大された画像（文 字等）をモニターに映し出せるもの	8年
	盲人用時計	10,300円 13,300円 （音声時計）	視覚障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者（児）（学齢児以上）（音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。）	対象者が容易に使用できるもの	10年

種目	品目	基準額	対象者	用具の基本性能	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置	71,000円	聴覚障害若しくは音声・言語に著しい障害を有する身体障害者(児)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(原則として学齢児以上)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900円	聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児・者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの	6年
	人工喉頭 笛式	5,000円 8,100円 (気管カニューレ付)	喉頭を摘出したもの	気管によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年
	人工喉頭 電動式	70,100円 (電池、充電器を含む)	喉頭を摘出したもの	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年
	人工喉頭 (埋込型用人工鼻)	23,100円 埋込型用人工鼻(HMEフィルター(カセット)、フィルター(カセット)を気管孔に取り付けるもの、気管孔への水の侵入を防ぐ器具及び気管孔装着用アクセサリ(接着剤、剥離剤)	気管食道シャント法により喉頭を摘出したもの	喉に開けた穴から気管と食道の壁に弁を埋め込み、肺の空気が口方向に流れるようにして発声するもの。	—
	福祉電話 (貸与)	83,300円 (障害者用電話)	難聴者若しくは外出困難な身体障害者(原則として障害の程度が1級若しくは2級)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者(いずれも当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯)	対象者が容易に使用できるもの	—
	ファックス (貸与)	7,700円	聴覚機能、音声機能若しくは言語機能の障害の程度が1級から3級までの身体障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの(電話(難聴者用電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な者であって、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯)	対象者が容易に使用し得るもの	—

種目	品目	基準額	対象者	用具の基本性能	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	29,000円	視覚機能の障害が1級若しくは2級の身体障害者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯）	テレビ音声及びAM/FM放送を受信する機能を有し、視覚障害者が容易に使用できるもの	6年
排泄管理支援用具	ストマ装具 蓄便袋	8,860円 （皮膚保護剤付）	直腸機能障害を有する障害者（児）であって、ストマを造設したもの	低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	—
	ストマ装具 蓄尿袋	11,640円 （尿処理用の キャップ付）	ぼうこう機能障害を有する障害者（児）であって、ストマを造設したもの	低刺激性の粘着材を使用した密封型の収尿袋。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	—
	収尿器 （男子）	7,700円 （普通型） 5,700円 （簡易型）	トイレでの排泄が困難なもの	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの。ラテックス製又はゴム製	1年
	収尿器 （女子）	8,500円 （普通型） 5,900円 （簡易型）	トイレでの排泄が困難なもの	普通型は耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。 簡易型はポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの	1年
	紙おむつ等 （紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具等の衛生用品）	12,000円	3歳以上の身体障害者（児）であって次のいずれかに該当するもの ア ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着することができないもの又は二分脊椎による排尿若しくは排便の機能障害のあるもの イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難なもの	対象者又はその介護者が容易に使用し得るもの	—
住宅改修費	★居室生活動作補助用具	200,000円	下肢機能、体幹機能若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）の程度が1級から3級までの身体障害者（児）。ただし、特殊便器への取替えについては上肢機能の障害が1級若しくは2級の身体障害者（児）。若しくはこれと同程度の障害のある難病患者。（原則として学齢児以上）	対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ※改修例 ・手すりの取り付け ・段差や傾斜の解消 ・滑りにくい床材、移動しやすい床材への変更 ・開き戸から引き戸へ等への扉の取り換え、扉の撤去 ・和式から洋式への便器取り替え	—

【注 意】

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合については、表中の上肢、下肢または体幹機能障害に準じて取り扱います。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含みます。
- 3 障害者支援施設、特別養護老人ホーム等に入所等をしている方に対して、当該施設から日常生活用具が提供される限りにおいては、当該日常生活用具の給付対象外です。
- 4 用具の取り付けに工事費を必要とする場合は、1件につき6万円を限度に助成があります。ただし、市町村民税課税世帯は助成対象外です。

【問合せ先】

障害者支援課

電話：043-421-6122 FAX：043-421-2676

